

平成 28 年度
定 時 総 会 資 料

平成28年6月26日

公益社団法人京都府介護支援専門員会

目 次

平成 28 年度公益社団法人京都府介護支援専門員会定時総会次第 3
報告第 1 号 公益社団法人京都府介護支援専門員会平成 27 年度事業報告について 4
報告第 2 号 公益社団法人京都府介護支援専門員会平成 28 年度事業計画について15
報告第 3 号 公益社団法人京都府介護支援専門員会平成 28 年度収支予算について 17
報告第 4 号 公益社団法人京都府介護支援専門員会諸規程について18
報告第 5 号 顧問の選任について24
第 1 号議案 公益社団法人京都府介護支援専門員会平成 27 年度収支決算報告(案) について 25

平成 28 年度 公益社団法人京都府介護支援専門員会定時総会 次第

日 時 : 平成 28 年 6 月 26 日(日)

11:00~12:00

場 所 : 登録会館 2 階大ホール

1.開会の辞

2.会長挨拶

3.議長選任

4.点呼・宣言

5.日程説明

6.議事録署名人選任

7.報告事項

- | | |
|---------|-----------------------------------|
| 報告第 1 号 | 公益社団法人京都府介護支援専門員会平成 27 年度事業報告について |
| 報告第 2 号 | 公益社団法人京都府介護支援専門員会平成 28 年度事業計画について |
| 報告第 3 号 | 公益社団法人京都府介護支援専門員会平成 28 年度収支予算について |
| 報告第 4 号 | 公益社団法人京都府介護支援専門員会諸規程について |
| 報告第 5 号 | 顧問の選任について |

8.決議事項

- | | |
|---------|--|
| 第 1 号議案 | 公益社団法人京都府介護支援専門員会平成 27 年度収支決算報告(案)
について |
|---------|--|

9.閉会の辞

報告第1号 公益社団法人京都府介護支援専門員会平成27年度事業報告について

公益社団法人京都府介護支援専門員会平成27年度事業報告について、下記のとおりご報告いたします。

公益社団法人移行後、第3期となる本年度は、府民へ介護支援専門員の役割への理解と本会への理解をしていただくための活動に取り組みました。

1 総会

○定時総会を下記日程にて開催しました。

平成27年6月27日(土) 場所:ハートピア京都

2 理事会

○理事会を下記日程にて開催しました。

- 第1回 平成27年4月17日(金) 場所:ハートピア京都
- 第2回 平成27年5月20日(水) 場所:ハートピア京都
- 臨時 平成27年6月27日(土) 場所:ハートピア京都
- 第3回 平成27年6月27日(土) 場所:ハートピア京都
- 第4回 平成27年9月24日(木) 場所:ハートピア京都
- 第5回 平成27年11月21日(土) 場所:ハートピア京都
- 第6回 平成28年1月28日(木) 場所:ハートピア京都
- 第7回 平成28年3月24日(木) 場所:ハートピア京都

3 正副会長会・常任理事会

○正副会長会、常任理事会を下記日程にて開催し、毎月の収支報告・会員の動向・各部会の活動報告・理事会での協議事項の検討を行いました。

正副会長会

- 第1回 平成27年5月13日(水) 場所:ハートピア京都
- 第2回 平成27年6月10日(水) 場所:ハートピア京都
- 第3回 平成27年7月8日(水) 場所:ハートピア京都
- 第4回 平成27年9月9日(水) 場所:ハートピア京都
- 第5回 平成27年10月14日(水) 場所:ハートピア京都
- 第6回 平成27年11月11日(水) 場所:ハートピア京都
- 第7回 平成28年1月13日(水) 場所:ハートピア京都
- 第8回 平成28年3月11日(金) 場所:ハートピア京都

常任理事会

- 第1回 平成27年4月23日(木) 場所:ハートピア京都
- 第2回 平成27年5月28日(木) 場所:ハートピア京都
- 第3回 平成27年6月25日(木) 場所:ハートピア京都
- 第4回 平成27年8月22日(木) 場所:ハートピア京都
- 第5回 平成27年10月22日(木) 場所:ハートピア京都
- 第6回 平成27年12月24日(木) 場所:ハートピア京都
- 第7回 平成28年2月25日(木) 場所:ハートピア京都

4 部会・委員会

(1)総務部会

○公益事業委員会

【活動内容】府民公開講座の企画・運営・非会員および府民からの相談対応・関係機関との連携

① 公益事業委員会を下記日程にて開催しました。

第1回 平成27年10月19日(月) 場所:ハートピア京都

② 府民公開講座を下記日程にて開催しました。

テーマ:「ご飯がたべられなくなったらどうしますか? ~永源寺の地域まるごとケアに学ぶ~」

講師:花戸 貴司氏(医学博士/東近江市永源寺診療所 所長)

日時:平成28年2月20日(土) 14:00~15:30

場所:京都テルサ 西館1階 テルサホール

③ 京都・健康と福祉のひろば(京都府医療推進協議会イベント)に参加しました。

平成 27 年 11 月 8 日(日) 場所;みやこめっせ

④ 関係機関・団体への参加・協力・後援・委員推薦を下記の通り行いました。

委員会名	委員
京都府地域リハビリテーション連携推進会議	松本 善則
京都地域包括ケア推進機構理事会	井上 基
地域包括ケアシステム推進プラン検討委員会	井上 基
在宅療養コーディネーター(地域リーダー)	辻村 シノブ
在宅療養コーディネーター(地域リーダー)	谷岡 恭子
在宅療養コーディネーター(地域リーダー)	鈴木 豊子
在宅療養コーディネーター(地域リーダー)	草部 京子
在宅療養コーディネーター(地域リーダー)	堂下 純子
在宅療養コーディネーター(地域リーダー)	川口 登喜一
在宅療養コーディネーター(地域リーダー)	大藪 志保
在宅療養コーディネーター(地域リーダー)	濱頭 香里
在宅療養コーディネーター(地域リーダー)	沼田 みき
在宅療養コーディネーター(地域リーダー)	石川 朱美
在宅療養コーディネーター(地域リーダー)	川添 チエミ
在宅療養コーディネーター(地域リーダー)	河村 佐和子
在宅療養コーディネーター(地域リーダー)	中藤 正一
在宅療養コーディネーター(地域リーダー)	依田 久子
在宅療養コーディネーター(地域リーダー)	城下 直子
在宅療養コーディネーター(地域リーダー)	細見 英子
在宅療養コーディネーター(地域リーダー)	田茂井 久美子
在宅療養コーディネーター(地域リーダー)	畑中 久美子
在宅療養コーディネーター(地域リーダー)	山下 宣和
在宅療養コーディネーター(地域リーダー)	本多 智子
在宅療養コーディネーター(地域リーダー)	松本 善則
在宅療養コーディネーター(地域リーダー)	野田 啓子
在宅療養コーディネーター(地域リーダー)	児玉 邦子
在宅療養コーディネーター(地域リーダー)	榊村 雅文
在宅療養コーディネーター(地域リーダー)	畑中 めぐみ
在宅療養コーディネーター(地域リーダー)	山村 大作
在宅療養コーディネーター(地域リーダー)	安田 昌子
在宅療養コーディネーター(地域リーダー)	藤井 さよ子
在宅療養コーディネーター(地域リーダー)	松尾 洋
在宅療養コーディネーター(地域リーダー)	安田 奈津子
在宅療養コーディネーター(地域リーダー)	新井 京子
在宅療養コーディネーター(地域リーダー)	伊佐 いく子
在宅療養コーディネーター(地域リーダー)	村上 晶之
在宅療養コーディネーター(地域リーダー)	古川 節子
在宅療養コーディネーター(地域リーダー)	長田 健二
在宅療養コーディネーター(地域リーダー)	田邊 伸良
在宅療養コーディネーター(地域リーダー)	吉川 温
在宅療養コーディネーター(地域リーダー)	小島 みゆき
在宅療養コーディネーター(地域リーダー)	中嶋 広美
在宅療養コーディネーター(地域リーダー)	石田 真紀子
京都府糖尿病対策推進事業委員会	村上 雅代
京都府高齢者サービス総合調整推進会議	高木 はるみ
人にやさしい介護支援機器開発プロジェクト運営協議会	中藤 正一

委員会名	委員
南丹地域保健医療脅威議会	西村 篤
南丹保健所難病対策地域協議会の設置について	竹中 織恵
地域リハビリテーション山城北圏域連絡会	中吉 克則
京都府難病看護・介護研修推進検討会議	福田 信美
京都府難病対策協議会	福田 信美
京都市高齢者施策推進協議会	井上 基
認知症総合支援事業アドバイザーボード	井上 基
京都市ユニバーサルデザイン審議会委員	松本 恵生
京都市介護認定審査会委員 北区	樋口 孝子
京都市介護認定審査会委員 左京区	川添 チエミ
京都市介護認定審査会委員 左京区	井上 基
京都市介護認定審査会委員 中京区	松本 善則
京都市介護認定審査会委員 下京区	上田 充子
京都市介護認定審査会委員 右京区	梶川 智香子
京都市介護認定審査会委員 右京区	高木 はるみ
京都市介護認定審査会委員 山科区	堀田 裕
京都市介護認定審査会委員 山科区	西谷 友香子
京都市介護認定審査会委員 山科区	舌 一恵
地域包括支援センター運営協議会委員構成員 京都市北区	村田 淑子
地域包括支援センター運営協議会委員構成員 京都市上京区	高野 幹也
地域包括支援センター運営協議会委員構成員 京都市左京区	西脇 真由美
地域包括支援センター運営協議会委員構成員 京都市中京区	北川 裕之
地域包括支援センター運営協議会委員構成員 京都市東山区	川口 登喜一
地域包括支援センター運営協議会委員構成員 京都市山科区	捧 元一
地域包括支援センター運営協議会委員構成員 京都市下京区	鹿倉 絹枝
地域包括支援センター運営協議会委員構成員 京都市南区	高橋 由美子
地域包括支援センター運営協議会委員構成員 京都市右京区	川添 チエミ
地域包括支援センター運営協議会委員構成員 京都市西京区	西脇 千江美
地域包括支援センター運営協議会委員構成員 京都市洛西支所	中川 まり子
地域包括支援センター運営協議会委員構成員 京都市伏見区	佐野 美幸
地域包括支援センター運営協議会委員構成員 京都市深草支所	木村 みほ
地域包括支援センター運営協議会委員構成員 京都市醍醐支所	上田 充子
地域包括支援センター運営協議会委員構成員 亀岡市	今西 美津子
京都市長寿すこやかセンター運営委員会	西田 香葉子
京都市社協・社会福祉研修センター事業委員会	上田 充子
第三者評価ネットワーク会議	川添 チエミ
京都市地域リハビリテーション推進会議	井上 基
京都府医療推進協議会	甲田 由美子
京都府医療トレーニングセンター運営委員会・在宅医療小委員会	西谷 友香子
京都府医師会ブレイントラスト会議食支援 Part	甲田 由美子
京都府医師会ブレイントラスト会議排泄支援 Part	門脇 郁代
京都府介護・福祉サービス第三者評価等支援機構	清水 紘
京都府栄養士会 栄養ケア活動支援整備事業連絡協議会	川添 チエミ
京都市高齢者虐待事例研究会	高木 はるみ
東山認知症ネットワーク	川口 登喜一
タバコフリー京都タバコ対策部会	樋口 孝子
京都福祉サービス協会法人評議員	井上 基
リハビリテーション福祉用具機器体験展実行委員会	前田 昭美
ACP 推進ワーキング(京都地域包括ケア推進機構)	樋口 孝子

○出版委員会

【活動内容】書籍の出版企画・在庫管理・出版会社との連携

平成 27 年 4 月、平成 27 年度京都府介護支援専門員研修のご案内を作成しました。

平成 27 年 9 月、ケアプラン点検支援マニュアルを再版(一部修正)しました。

平成 27 年 10 月、課程Ⅱ冊子を再版しました。

○倫理委員会

【活動内容】会員資格の裁定・介護支援専門員の倫理に関する案件の処理・個人情報に関する案件の処理
総務・倫理委員会を下記日程にて開催しました。

第 1 回 平成 28 年 1 月 26 日(火) 場所;ハートピア京都

○会員管理委員会

【活動内容】会員数の増減管理・会費納入状況の確認・会員からの相談受付
会員管理委員会を下記日程にて開催しました。

第 1 回 平成 27 年 4 月 14 日(火) 場所;ハートピア京都

第 2 回 平成 27 年 7 月 27 日(月) 場所;ハートピア京都

第 3 回 平成 28 年 3 月 23 日(月) 場所;ハートピア京都

○認定調査委員会

【活動内容】事務受託法人の運営管理・認定調査員研修の企画・運営・他の事務受託法人との連携

① 認定調査委員会を下記日程にて開催しました。

第 1 回 平成 27 年 5 月 15 日(金) 場所;ハートピア京都

第 2 回 平成 27 年 11 月 27 日(金) 場所;ハートピア京都

② 認定調査員研修を下記日程にて開催し、資質の向上に努めました。

第 1 回 平成 27 年 7 月 17 日(金) 場所;ANA クラウンプラザホテル京都

第 2 回 平成 28 年 1 月 23 日(土) 場所;京都ロイヤルホテル&スパ

※研修の後、懇親会を開催し、情報交換を行いました。

○第三者評価委員会

【活動内容】第三者評価事業の運営管理・第三者評価者の育成・第三者評価機構への協力

① 第三者評価委員会を下記日程にて開催しました。

プレ 平成 27 年 7 月 16 日(木) 場所;ハートピア京都

第 1 回 平成 27 年 8 月 4 日(火) 場所;ハートピア京都

② 6 か所の第三者評価事業として、調査及び審査会を実施。

③ 介護・福祉サービス第三者評価機関連絡会議への出席

④ ネットワーク会議への出席

○災害対策委員会

【活動内容】JRATの組織化・研修の開催

① 災害対策委員会を下記日程にて開催しました。

第 1 回 平成 27 年 4 月 3 日(金) 場所;ハートピア京都

第 2 回 平成 27 年 6 月 5 日(金) 場所;ハートピア京都

第 3 回 平成 27 年 9 月 4 日(金) 場所;ハートピア京都

第 4 回 平成 27 年 12 月 4 日(金) 場所;ハートピア京都

② 京都府より要請のあった災害派遣福祉チームへチーム員を推薦し、下記日程で研修を受講。

平成 27 年 11 月 17 日(火) 場所;京都社会福祉会

平成 27 年 11 月 24 日(火) 場所;京都府中丹西保健所

③ ブロック委員総会にて災害研修を開催。

平成 28 年 2 月 20 日(土) 場所;京都テルサ

④ アンケートの実施

ブロック委員を対象とした「介護支援専門員の災害対応にかかる意識調査」アンケート実施。

○総務委員会

【活動内容】予算・決算の審議・規程等の見直し

総務・倫理委員会を下記日程にて開催しました。

第1回 平成28年1月26日(火) 場所;ハートピア京都

(2)広報部会

○編集委員会

【活動内容】ケアマネ・ポートの発行・ホームページの運営管理・メールマガジンの発信

① 編集委員会を下記日程にて開催しました。

第1回 平成27年4月21日(火) 場所;ハートピア京都

第2回 平成27年7月28日(火) 場所;ハートピア京都

第3回 平成27年10月28日(水) 場所;ハートピア京都

第4回 平成28年1月20日(水) 場所;ハートピア京都

② ケアマネ・ポートを年度3回発刊しました。

平成27年5月48号、平成27年10月49号、平成28年1月50号

③ メールマガジンを配信しました。

通常号(毎月最終金曜日)、臨時号(不定期) 62号から78号まで

④ 介護保険最新情報をホームページで発信しました。

(3)学術部会

学術部会を下記日程にて開催しました。

第1回 平成27年4月14日(火) 場所;ハートピア京都

第2回 平成27年5月12日(火) 場所;ハートピア京都

第3回 平成27年6月9日(火) 場所;ハートピア京都

第4回 平成27年7月14日(火) 場所;ハートピア京都

第5回 平成27年8月11日(火) 場所;ハートピア京都

第6回 平成27年9月8日(火) 場所;ハートピア京都

第7回 平成27年10月13日(火) 場所;ハートピア京都

第8回 平成27年11月5日(火) 場所;ハートピア京都

第9回 平成27年12月8日(火) 場所;ハートピア京都

第10回 平成28年1月12日(火) 場所;ハートピア京都

第11回 平成28年2月9日(火) 場所;ハートピア京都

第12回 平成28年3月8日(火) 場所;ハートピア京都

○受託研修委員会

【活動内容】受託研修の企画・実施

京都府および京都市より委託を受け、下記の通り受託研修事業を実施しました。

① 京都府介護支援専門員実務従事者基礎研修

研修実施期間;平成27年11月17日(火)から平成27年12月22日(火)まで

実施コース;合同(1日間)2コース、選択(4日間)3コース、のべ14日間

受講者数;107名(申込者数;109名)、うち、修了者103名

コース		日程	会場
合同	南部	平成27年11月17日(火)	京都テルサ 西館1階 テルサホール
	北部	平成27年11月19日(木)	舞鶴市西地区多機能施設 4階 ホール
選択	居宅A	平成27年11月27日(金) 平成27年11月28日(土) 平成27年12月3日(木) 平成27年12月4日(金)	舞鶴市西地区多機能施設 4階 ホール

	居宅 B	平成 27 年 12 月 10 日(木) 平成 27 年 12 月 11 日(金) 平成 27 年 12 月 17 日(木) 平成 27 年 12 月 18 日(金)	ハートピア京都 3 階大会議室
	施設 C	平成 27 年 12 月 15 日(火) 平成 27 年 12 月 16 日(水) 平成 27 年 12 月 21 日(月) 平成 27 年 12 月 22 日(火)	ハートピア京都 3 階大会議室

②京都府介護支援専門員専門研修・実務経験者更新研修〔課程Ⅰ〕

研修実施期間;平成 27 年 4 月 6 日から平成 27 年 11 月 20 日まで

実施コース;基礎(2 日間) 2 コース、選択(2 科目) 10 コース、対人援助技術(2 日間)5 コース、
のべ 24 日間

受講者数;398 名(申込者数;401 名)、うち、修了者 394 名

コース		日程	会場	
必修科目 ・ 基礎	南部	平成 27 年 10 月 5 日(月)	京都テルサ 西館 1 階テルサホール	
		平成 27 年 10 月 6 日(火)		
	北部	平成 27 年 9 月 17 日(木)	舞鶴市西地区多機能施設 4 階 ホール	
		平成 27 年 9 月 18 日(金)		
選択科目 ・ 2 科目	<①>	平成 27 年 10 月 13 日(火)	舞鶴市西地区多機能施設 2 階 職業講習室	
	<②>	平成 27 年 10 月 14 日(水)		
	<③>	平成 27 年 10 月 19 日(月)	ハートピア京都 3 階 大会議室	
	<④>	平成 27 年 10 月 20 日(火)		
	<⑤>	平成 27 年 10 月 21 日(水)		
	<⑥>	平成 27 年 10 月 22 日(木)		
	<⑦>	平成 27 年 10 月 23 日(金)		
	<⑧>	平成 27 年 10 月 27 日(火)		
	<⑨>	平成 27 年 10 月 28 日(水)		
	<⑩>	平成 27 年 10 月 29 日(木)		
必修科目 対人個別 援助技術	A	平成 27 年 11 月 3 日(火・祝)	ハートピア京都 3 階大会議室	
		平成 27 年 11 月 4 日(水)		
	B	平成 27 年 11 月 7 日(土)		
		平成 27 年 11 月 8 日(日)		
	C	平成 27 年 11 月 9 日(月)		
		平成 27 年 11 月 10 日(火)		
	D	平成 27 年 11 月 11 日(水)		
		平成 27 年 11 月 12 日(木)		
	E	平成 27 年 11 月 19 日(木)		舞鶴市西地区多機能施設 4 階 ホール
		平成 27 年 11 月 20 日(金)		

③京都府介護支援専門員専門研修・実務経験者更新研修〔課程Ⅱ〕

研修実施期間;平成 27 年 6 月 4 日から平成 28 年 2 月 26 日まで

実施コース;3 日間 10 コース、のべ 30 日間

受講者数;933 名(申込者数;944 名)、うち、修了者 929 名

コース		日程	会場
A	南部居宅	平成 27 年 6 月 4 日(木) 平成 27 年 6 月 5 日(金) 平成 27 年 6 月 6 日(土)	ハートピア京都 3 階 大会議室
B	南部施設	平成 27 年 6 月 8 日(月) 平成 27 年 6 月 9 日(火) 平成 27 年 6 月 10 日(水)	ハートピア京都 3 階 大会議室
C	北部居宅	平成 27 年 7 月 6 日(月) 平成 27 年 7 月 7 日(火) 平成 27 年 7 月 8 日(水)	舞鶴市西地区多機能施設 4 階 ホール
D	南部居宅 日祝コース	平成 27 年 7 月 12 日(日) 平成 27 年 7 月 19 日(日) 平成 27 年 7 月 20 日(月・祝)	ハートピア京都 3 階 大会議室
E	南部居宅	平成 27 年 8 月 25 日(火) 平成 27 年 8 月 26 日(水) 平成 27 年 8 月 27 日(木)	ハートピア京都 3 階 大会議室
F	南部居宅	平成 27 年 9 月 16 日(水) 平成 27 年 9 月 17 日(木) 平成 27 年 9 月 18 日(金)	ハートピア京都 3 階 大会議室
G	南部居宅	平成 27 年 11 月 25 日(水) 平成 27 年 11 月 26 日(木) 平成 27 年 11 月 27 日(金)	ハートピア京都 3 階 大会議室
H	南部施設	平成 27 年 12 月 7 日(月) 平成 27 年 12 月 8 日(火) 平成 27 年 12 月 9 日(水)	ハートピア京都 3 階 大会議室
I	南部居宅	平成 28 年 1 月 26 日(火) 平成 28 年 1 月 27 日(水) 平成 28 年 1 月 28 日(木)	開催中止
J	現任コース	平成 28 年 2 月 7 日(月) 平成 28 年 2 月 8 日(月) 平成 28 年 2 月 9 日(火)	ハートピア京都 3 階 大会議室
H	南部居宅	平成 28 年 2 月 24 日(水) 平成 28 年 2 月 25 日(木) 平成 28 年 2 月 26 日(金)	ハートピア京都 3 階 大会議室

④京都府主任介護支援専門員研修

研修実施期間;平成 27 年 6 月 17 日から平成 28 年 3 月 11 日まで

実施コース;前期 4 日間、中期 3 日間、後期 3 日間、全 10 日間、2 コース

受講者数;190 名(申込者数;199 名)、うち、修了者 180 名

研修会場;ハートピア京都 3 階大会議室

	夏季	冬季
前期	平成 27 年 6 月 17 日(水)	平成 28 年 2 月 10 日(水)
	平成 27 年 6 月 18 日(木)	平成 28 年 2 月 11 日(木・祝)
	平成 27 年 6 月 22 日(月)	平成 28 年 2 月 15 日(月)
	平成 27 年 6 月 23 日(火)	平成 28 年 2 月 16 日(火)
中期	平成 27 年 8 月 2 日(日)	平成 28 年 2 月 21 日(日)
	平成 27 年 8 月 3 日(月)	平成 28 年 2 月 22 日(月)
	平成 27 年 8 月 4 日(火)	平成 28 年 2 月 23 日(火)
後期	平成 27 年 8 月 28 日(金)	平成 28 年 3 月 9 日(水)
	平成 27 年 8 月 29 日(土)	平成 28 年 3 月 10 日(木)
	平成 27 年 8 月 30 日(日)	平成 28 年 3 月 11 日(金)

⑤京都府介護支援専門員更新研修(実務未経験者)・再研修

研修実施期間;平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 10 月 20 日まで

実施コース;講義(2 日間)3 コース、演習(5 日間)5 コース、のべ 31 日間

受講者数;234 名(申込者数;235 名)、うち、修了者 220 名(実務未経験者研修)

受講者数;129 名(申込者数;130 名)、うち、修了者 119 名(再研修)

コース		日 程	会 場
講義	南部 A	平成 27 年 6 月 1 日(月) 平成 27 年 6 月 2 日(火)	京都テルサ 東館 2 階 セミナー室
	北部 B	平成 27 年 7 月 7 日(火) 平成 27 年 7 月 8 日(水)	舞鶴市西地区多機能 施設 2 階職業講習室
	南部 C	平成 27 年 7 月 15 日(水) 平成 27 年 7 月 16 日(木)	京都テルサ 西館 1 階 テルサホール
演習	北部①	平成 27 年 7 月 22 日(水) 平成 27 年 7 月 23 日(木) 平成 27 年 10 月 12 日(月・祝) 平成 27 年 10 月 13 日(火) 平成 27 年 10 月 14 日(水)	舞鶴市西地区多機能 施設 4 階 ホール
	南部②	平成 27 年 7 月 25 日(土) 平成 27 年 7 月 26 日(日) 平成 27 年 9 月 21 日(月・祝) 平成 27 年 9 月 22 日(火・祝) 平成 27 年 9 月 27 日(日)	ハートピア京都 3 階 大会議室
	南部③	平成 27 年 7 月 27 日(月) 平成 27 年 7 月 28 日(火) 平成 27 年 9 月 9 日(水) 平成 27 年 9 月 10 日(木) 平成 27 年 9 月 11 日(金)	ハートピア京都 3 階 大会議室
	南部④	平成 27 年 7 月 29 日(水) 平成 27 年 7 月 30 日(木) 平成 27 年 9 月 23 日(水・祝) 平成 27 年 9 月 24 日(木) 平成 27 年 9 月 28 日(月)	ハートピア京都 3 階 大会議室
	南部⑤	平成 27 年 8 月 11 日(火) 平成 27 年 8 月 12 日(水) 平成 27 年 9 月 25 日(金) 平成 27 年 9 月 26 日(土) 平成 27 年 9 月 29 日(火)	ハートピア京都 4 階第 4・5 会議室 3 階 大会議室

⑥京都市ケアプラン研修

研修実施期間;平成 27 年 10 月 9 日から平成 27 年 11 月 13 日まで

実施コース;合同研修 1 日、居宅 3 日間、施設系 2 日間、介護予防 3 日間、全 9 日間

受講者数;のべ 1,022 名(申込者数;1,153 名)、総受講者 549 名

コース		日 程	会 場
合同研修	講演会	10 月 9 日(金)	京都テルサ 西館 1 階 ホール
介護予防	<基礎>	10 月 16 日(金)	ハートピア京都 第 4・5 会議室
	<実践>	11 月 5 日(木) 11 月 13 日(金)	ハートピア京都 大会議室
居宅介護	<基礎>	10 月 18 日(日)	京都テルサ 東館 セミナー室
	<実践>	10 月 24 日(土) 10 月 26 日(月)	

施設系	10月15日(木)	ハートピア京都 第4・5会議室
	11月6日(金)	ハートピア京都 大会議室

⑦看取りサポートの専門人材の養成研修

研修実施期間;平成27年11月24日から平成28年1月21日まで

実施コース;2日、京都府看護協会との合同研修1日、全3日間

受講者数;のべ96名(申込者数;302名)、修了者92名

日程	内容	会場
平成27年11月24日(火)	看取りに関する法律、制度 倫理的課題	京都テルサ セミナー室
平成27年12月23日(水・祝)	死の状態像、痛みの概念 家族へのケア	
平成28年1月21日(木)	京都府看護協会との合同研修	京都テルサ テルサホール

⑧認知症の人とその家族を支えるためのケアマネジャー育成事業

研修実施期間;平成27年11月18日から平成27年12月14日まで

実施コース;全3日間

受講者数;のべ42名(申込者数;139名)、修了者42名

日程	内容	会場
平成27年11月18日(水)	認知症理解、本人の理解と支援	京都府医師会館
平成27年11月30日(月)	家族の理解と支援	
平成27年12月14日(月)	認知症の人とその家族を支える ためのケアマネジメント	

○企画研修委員会

【活動内容】研修の企画・実施

全17回の企画研修および第4回京都府介護支援専門員研究大会を開催しました。

- ① 2015年度介護報酬改定 ～会員限定で解説します～ (会員限定)
日時;平成27年4月24日(金) 講師;宮坂佳紀氏 場所;ハートピア京都
- ② 法定研修では教えてくれないケアプラン作成演習 ～思い込みでプラン作成していませんか?～
日時;平成27年5月8日(金) 講師;成澤正則氏 場所;ハートピア京都
- ③ 介護報酬改定解説 ～Q&Aをもとに改定後1か月の課題を整理しよう～
講師;井上基氏、小林啓治氏、松本善則氏
日時;平成27年5月13日(水) 場所;京都府医師会館
日時;平成27年5月15日(金) 場所;綾部商工会議所 ITビル
日時;平成27年5月25日(月) 場所;京都テルサ
- ④ ケアプラン研修「看取りケア」
日時;平成27年5月19日(火) 講師;高木はるみ氏 場所;市民交流プラザ ふくちやま
- ⑤ 地域ケア会議における介護支援専門員の役割を学ぶ
～ケアマネジメントにおける地域ケア会議の活用～
講師;山下宣和氏、甲田由美子氏
日時;平成27年5月20日(水) 場所;ハートピア京都
日時;平成27年5月30日(土) 場所;市民交流プラザ ふくちやま
- ⑥ 医療連携のポイント ～医療職との連携コツとツボ～
日時;平成27年6月12日(金) 講師;上原春男氏 場所;ハートピア京都

- ⑦ 研究発表を学ぶ ～京都大会プレ～
日時;平成 27 年 6 月 24 日(水) 講師;福富昌城氏 場所;ハートピア京都
- ⑧ モニタリングのポイント「はじめてのケアマネジメント」のエッセンスを用いて
日時;平成 27 年 7 月 15 日(水) 講師;溪村真司氏 場所;ハートピア京都
- ⑨ パーソン・センタード・ケアの視点をケアプランに活かす ～実践編～
日時;平成 27 年 8 月 6 日(木) 講師;高木はるみ氏 場所;ハートピア京都
- ⑩ 運営基準に沿った居宅介護支援の実務 ～法令遵守のためにすべきこと～(会員限定)
日時;平成 27 年 9 月 16 日(水) 講師;井上基氏 場所;ハートピア京都
- ⑪ 講師養成(研修支援者養成)
日時;平成 27 年 11 月 10 日(火) 講師;松本善則氏 場所;ハートピア京都
- ⑫ ケアプラン点検
日時;平成 28 年 1 月 20 日(水) 講師;川添チエミ氏 場所;ハートピア京都
- ⑬ 施設ケアマネジャーのモニタリング
日時;平成 28 年 3 月 4 日(金) 講師;小山峰志氏 場所;ハートピア京都
- ⑭ 事例検討会における主任介護支援専門員の役割
～事業所で、地域で、期待される主任介護支援専門員を目指して～
日時;平成 28 年 3 月 22 日(火) 講師;國光登志子氏 場所;ハートピア京都

第 4 回京都府介護支援専門員研究大会～望む暮らしのケアマネジメント～

日時;平成 27 年 9 月 5 日(土) 場所;メルパルク京都
 基調講演;基調講演:～利用者の思いを映すケアプラン～
 花園大学社会福祉学部 社会福祉学科 教授 福富昌城氏
 研究発表;「望む暮らしのケアマネジメント」
 コメンテーター;福富昌城氏、コーディネーター井上基氏

○調査研究委員会

【活動内容】アンケート調査・集計・分析・会員インタビューの実施
 調査研究委員会を下記日程にて開催しました。

第 1 回 平成 27 年 8 月 27 日(木) 場所;ハートピア京都

5 組織運営委員会

(1)ブロック活動

○ブロック委員総会の開催

平成 27 年 8 月 22 日(土) 場所;京都テルサ

平成 28 年 2 月 20 日(土) 場所;京都テルサ

○ブロック研修会の実施

各ブロックにおいて下記日程にてブロック研修を開催しました。

- ① 丹後ブロック 平成 27 年 10 月 30 日(土) 場所;丹後おおみやふれあい工房
- ② 中丹ブロック 平成 27 年 11 月 28 日(土) 場所;中丹勤労者福祉会館
- ③ 中部ブロック 平成 27 年 11 月 20 日(金) 場所;京都府立口丹波勤労福祉会館
- ④ 京都市北西ブロック 平成 27 年 11 月 16 日(月) 場所;京都府医師会館
- ⑤ 京都市北東ブロック 平成 28 年 3 月 16 日(水) 場所;京都教育文化センター
- ⑥ 京都市南西ブロック 平成 27 年 11 月 16 日(月) 場所;京都府医師会館
- ⑦ 京都市南東ブロック 平成 28 年 3 月 16 日(水) 場所;京都教育文化センター
- ⑧ 乙訓ブロック 平成 27 年 7 月 18 日(土) 場所;京都テルサ
- ⑨ 山城ブロック 平成 28 年 1 月 23 日(土) 場所;京都テルサ
- ⑩ 相楽ブロック 平成 27 年 11 月 21 日(土) 場所;メルパルク京都
- ⑪ 乙訓ブロック 平成 28 年 3 月 26 日(土) 場所;京都府済生会病院
- ⑫ 山城ブロック 平成 28 年 3 月 12 日(土) 場所;プラムイン城陽
- ⑬ 相楽ブロック 平成 28 年 1 月 30 日(土) 場所;高齢者総合福祉施設神の園

(2) 日本介護支援専門員協会支部活動

○一般社団法人日本介護支援専門員協会 支部活動

第7回社員総会 平成27年6月21日(日) 場所;鉄鋼会館

第1回都道府県支部長会議 平成27年10月1日(木) 場所;アルカディア市ヶ谷

第2回都道府県支部長会議 平成28年2月5日(金) 場所;中央大学駿河台記念館

○近畿ブロック活動

近畿ブロック会議

場所;大阪府介護支援専門員協会

平成27年7月2日(木)

平成27年9月16日(水)

平成27年11月18日(水)

平成28年1月20日(水)

○第15回近畿介護支援専門員研究大会京都大会の開催

テーマ;暮らしをつなぐケアマネジメント ～早春の京で学ぶ“守・破・離”～

開催日;平成28年2月19日(金)～ 2月20日(土)

場所;京都テルサ

(3) 近畿研究大会京都大会実行委員会

京都大会実行委員会を下記日程にて開催しました。

第8回 平成27年4月14日(水) 場所;ハートピア京都

第9回 平成27年5月25日(月) 場所;ハートピア京都

第10回 平成27年6月24日(水) 場所;ハートピア京都

第11回 平成27年7月13日(月) 場所;京料理せんしょう

第12回 平成27年7月31日(金) 場所;上七軒歌舞練場

第13回 平成27年10月5日(月) 場所;ハートピア京都

第14回 平成27年10月16日(金) 場所;ハートピア京都

第15回 平成27年11月16日(月) 場所;ハートピア京都

第16回 平成27年12月1日(火) 場所;ハートピア京都

第17回 平成27年12月14日(月) 場所;ハートピア京都

第18回 平成28年1月19日(火) 場所;ハートピア京都

第19回 平成28年1月25日(月) 場所;ハートピア京都

第20回 平成28年2月2日(火) 場所;ハートピア京都

第21回 平成28年2月10日(水) 場所;ハートピア京都

報告第2号 公益社団法人京都府介護支援専門員会平成28年度事業計画について

公益社団法人京都府介護支援専門員会平成28年度事業計画について、下記のとおりご報告いたします。

はじめに

平成28年度より、変更になった介護支援専門員に係る新しい研修体系がいよいよスタートします。時間やカリキュラム数の増加もさることながら、事例の提出や事前・事後評価の本格導入など、その内容はかなり厳しいものとなっています。

また、平成30年に予定されている診療報酬と介護報酬の同時改定に向けた議論も行われていますが、我々、介護支援専門員に求められる役割は相変わらず大きく、その責任とともに課題も増大していくことが予想されます。

そのような中で、京都府介護支援専門員会としては、平成26年度から始まった中長期計画に沿って、1.「発信・発言できる団体としての組織強化」2.「専門職としてたゆまぬ資質向上の取り組み」3.「府民の健康と福祉の向上」を3本の柱にした平成28年度の事業計画(中期計画期間の最終年度)を策定しました。

具体的には、引き続き、組織率の向上(会員数の増大)が急務となります。1人でも多くの介護支援専門員に本会を知ってもらう機会を増やし、新規会員の入会を促進するためには、ブロックや市町村単位の介護支援専門員組織との連携強化も重要です。

平成28年度は、新しい取り組みとして各種委員会のメンバー公募を始めます。委員会への参加は、本会への寄与だけでなく、必ずや参加者の知識・経験・ネットワークの拡大に繋がると考えます。発言できる介護支援専門員を育て、資質の向上に努めます。

【事業目的】

1.発信・発言できる団体としての組織強化に関する事業

会員数の増強、ブロック及び市町村の介護支援専門員組織との連携強化、日本介護支援専門員協会との連携強化、京都府・市町村(保険者)・各種関係団体等との連携強化・協力により、ケアマネジメントの利用者である府民に一番近い専門職として、各種の発信・発言できる組織強化をめざす。

2.専門職としてたゆまぬ資質向上の取り組みに関する事業

介護支援専門員に対する、相談の受付・書籍の提供・研修会(法定研修・企画研修)の開催等により、専門職として資質の向上をめざす。

3.府民の健康と福祉の向上

府民に対する介護・医療・福祉の啓発により、利用者及び家族の自立生活を実現し、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

上記の目的を達成するため本会は以下の事業を行う。

〔総務部会〕

○公益事業委員会

- ・府民公開講座の企画・運営
- ・関係機関・団体等との連携
- ・府民を対象とし、関係機関が行う保健・医療・福祉に関するイベントへの協力

○出版事業委員会

- ・出版物の確認、整理
- ・出版物の管理

○倫理委員会

- ・介護支援専門員の倫理に関する案件処理
- ・会員資格の裁定及び管理

○会員管理委員会

- ・会員管理
- ・会員獲得
- ・相談業務

○認定調査委員会

- ・認定調査員の資質向上(研修の企画立案、日常業務の評価体制の整備等)
- ・調査件数の管理
- ・各行政区での項目選択基準の確認

○第三者評価委員会

- ・第三者評価事業の運営管理
- ・第三者評価調査者の養成・育成
- ・第三者評価機構への協力
- ・第三者評価の審査件数の拡大
- ・評価の資質向上(調査から公表までの期間短縮)

○災害対策委員会

- ・JRAT(大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会)への協力
- ・DWAT(京都府災害派遣福祉チーム)への協力
- ・災害に対する実施要項、体制マニュアルの整備
- ・研修の開催

○総務委員会

[広報部会]

○編集委員会

- ・ケアマネ・ポートの発行(年3回)
- ・メールマガジンの配信(毎月)
- ・ホームページの運営管理

[学術部会]

○受託研修委員会

- ・介護支援専門員に対する義務研修の受託
再研修・更新研修(実務未経験者)・専門研修課程Ⅰ・専門研修課程Ⅱ
主任介護支援専門員研修・主任介護支援専門員更新研修
介護支援専門員の研修制度見直しへの対応

○企画研修委員会

- ・介護支援専門員に対する研修の企画及び体系化
運営基準・制度関連・地域ケア会議・医療連携・他職種連携・ケアプラン
栄養アセスメント・施設研修・主任フォローアップ研修
- ・研究大会の企画・実施

○調査研究委員会

- ・アンケート調査・集計・分析
- ・会員インタビュー
- ・受託研修の評価並びに効果測定

報告第3号 公益社団法人京都府介護支援専門員会平成28年度収支予算について

公益社団法人京都府介護支援専門員会平成28年度収支予算について、下記のとおりご報告いたします。

公益社団法人京都府介護支援専門員会 平成28年度 収支予算書 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

	共通公益 目的事業	法人会計	平成28年度 予算	平成27年度 予算	増減
一般正味財産増減の部					
(1) 経常収益					
受取入会金	600,000	0	600,000	600,000	0
受取会費	3,200,000	3,200,000	6,400,000	6,000,000	400,000
事業収益					
研修事業収益	57,901,799	0	57,901,799	44,445,600	13,456,199
京都府受託研修	51,244,999	0	51,244,999	37,400,000	13,844,999
京都市受託研修	4,000,000	0	4,000,000	4,000,000	0
企画研修	2,656,800	0	2,656,800	3,045,600	-388,800
印刷物収入	1,040,497	0	1,040,497	1,050,000	-9,503
事務受託収入	33,200,000	0	33,200,000	33,200,000	0
第三者評価収入	1,357,704	0	1,357,704	339,600	1,018,104
雑収益					
受取利息	0	0	0	0	0
経常収益計	97,300,000	3,200,000	100,500,000	88,335,200	12,164,800
(2) 経常費用					
事業費					
給与手当	22,600,000	400,000	23,000,000	22,500,000	500,000
調査員給与	20,000,000	0	20,000,000	20,000,000	0
旅費交通費	2,400,000	2,000,000	4,400,000	2,400,000	2,000,000
通信運搬費	3,500,000	200,000	3,700,000	3,500,000	200,000
消耗備品費	300,000	0	300,000	250,000	50,000
消耗品費	2,000,000	0	2,000,000	1,850,000	150,000
事務用品費	3,000,000	0	3,000,000	2,500,000	500,000
印刷製本代	2,800,000	200,000	3,000,000	3,000,000	0
研修費	0	0	0	0	0
関係団体費	100,000	200,000	300,000	300,000	0
広告宣伝費	250,000	0	250,000	250,000	0
水道光熱費	450,000	0	450,000	400,000	50,000
賃借料	16,300,000	80,000	16,380,000	13,000,000	3,380,000
リース料	1,000,000	0	1,000,000	850,000	150,000
保険料	220,000	0	220,000	160,000	60,000
保守料	2,200,000	0	2,200,000	2,000,000	200,000
謝金	15,000,000	0	15,000,000	11,000,000	4,000,000
外注費	1,000,000	0	1,000,000	800,000	200,000
租税公課	2,500,000	0	2,500,000	2,000,000	500,000
顧問料	370,000	0	370,000	360,000	10,000
支払手数料	300,000	20,000	320,000	240,000	80,000
雑費	1,010,000	100,000	1,110,000	975,200	134,800
経常費用計	97,300,000	3,200,000	100,500,000	88,335,200	12,164,800

報告第4号 公益社団法人京都府介護支援専門員会諸規程について

公益社団法人京都府介護支援専門員会諸規程について下記のとおり報告いたします。

公益社団法人京都府介護支援専門員会倫理規程 新旧対比表

現行	改正案
<p>公益社団法人京都府介護支援専門員会倫理規程</p> <p>(目的) 第1条 本規程は、公益社団法人京都府介護支援専門員会(以下、「<u>本会</u>」という。)の倫理綱領に基づき、会員の行動規範として規定し、<u>第3条において定款第2条、第3条に定めた目的及び事業を円滑に遂行するため倫理委員会の設置を規定する。本会会員(以下、「<u>会員</u>」という。)</u>は、<u>利用者の人権を尊重し、介護保険制度の要である介護支援専門員として、その基本理念である「<u>自立支援</u>」「<u>利用者本位</u>」を忘れることなく、次の事項を常に念頭に置き、職務を遂行する。</u></p> <p>(専門職としての社会的責任) 第2条 会員は、社会における健康・福祉に貢献することを使命とし、自らの良心と良識に従う自律ある行動が、利用者の安全で安心できる生活につながることを意識しなければならない。また、利用者が地域社会や家庭において、自分の権利や意見を主張できるように配慮するとともに、援助を通じて利用者及び家族等との信頼関係を構築していく。</p> <p>(倫理委員会の設置) 第3条 本会に倫理委員会(以下、「<u>委員会</u>」という。)を設置する。 2.委員会は、倫理に関する諸問題を担当し、本会理事会(以下、「<u>理事会</u>」という。)に答申する。 3.委員会は、倫理綱領及び本規程に基づき、会員への介護支援専門員の職務が行われることを助言、指導又は支援する。 4.委員会の活動詳細については、別途、公益社団法人京都府介護支援専門員会倫理委員会規程に規定する。</p> <p>(専門職としての研鑽と向上) 第4条 会員は、利用者が主体的に「生活の質」の維持・向上を目指すことを支援するため、介護保険サービスの専門職として、関連する知識、技術、職業倫理の向上に努める。また、介護支援専門員や他の専門職と知識や経験を交換し、自己の専門性や技術の向上に努めることによって、提供されるサービスの質の向上を図らなければならない。</p> <p>(法令の順守) 第5条 会員は、職務の遂行に際して、社会規範、法令</p>	<p>公益社団法人京都府介護支援専門員会倫理規程</p> <p>(目的) 第1条 本規程は、公益社団法人京都府介護支援専門員会(以下、「<u>当法人</u>」という。)の倫理綱領に基づき、<u>当法人会員(以下、「<u>会員</u>」という。)</u>の行動規範を規定し、<u>当法人定款第3条、第4条に定めた目的及び事業を円滑に遂行するため、必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>(人権尊重) 第2条 会員は、利用者の人権を尊重し、<u>介護保険制度の要である介護支援専門員として、その基本理念である「<u>自立支援</u>」「<u>利用者本位</u>」を忘れることなく、常に念頭に置き、職務を遂行する。</u></p> <p>(専門職としての社会的責任) 第3条 会員は、社会における健康・福祉に貢献することを使命とし、自らの良心と良識に従う自律ある行動が、利用者の安全で安心できる生活につながることを意識しなければならない。また、利用者が地域社会や家庭において、自分の権利や意見を主張できるように配慮するとともに、援助を通じて利用者及び家族等との信頼関係を構築していく。</p> <p>(倫理委員会の設置) 第4条 <u>当法人</u>に倫理委員会(以下、「<u>委員会</u>」という。)を設置する。 2 委員会は、倫理に関する諸問題を担当し、<u>当法人</u>理事会(以下、「<u>理事会</u>」という。)に答申する。 3 委員会は、倫理綱領及び本規程に基づき、会員への介護支援専門員の職務が行われることを助言、指導又は支援する。 4 委員会の活動詳細については、別途、公益社団法人京都府介護支援専門員会倫理委員会規程に規定する。</p> <p>(専門職としての研鑽と向上) 第5条 会員は、利用者が主体的に「生活の質」の維持・向上を目指すことを支援するため、介護支援サービスの専門職として、関連する知識、技術、職業倫理の向上に努める。また、介護支援専門員や他の専門職と知識や経験を交換し、自己の専門性や技術の向上に努めることによって、提供されるサービスの質の向上を図らなければならない。</p> <p>(法令の順守) 第6条 会員は、職務の遂行に際して、社会規範、法</p>

<p>及び関係規則を遵守する。</p> <p>(公平性の確保) 第6条 会員は、利用者の利益の為の有効な活動をし、所属する事業所あるいは、特定の事業所の利益の為に不当に偏ることのないよう、中立的な立場から支援を行い、利用者の個別性に十分配慮しながら、公平・公正かつ適切な対応を行う。</p> <p>(専門職相互の協力) 第7条 会員は、利用者が最も効果的に保険・医療・福祉のサービスを利用できるよう、サービスに関係する職種、主治医、保険者等との適切な連携を図る。</p> <p>(職務環境の整備) 第8条 会員は、不正行為を防止する公正な環境の整備や維持も重要な責務であることを自覚し、自らの所属組織の職務環境を改善する取り組みに積極的に参加する。</p> <p>(秘密保持) 第9条 会員は、職務上、知り得た情報の秘密保持の義務を負う。</p> <p>附則 1.この規程は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。 2.この規程は、平成 27 年 3 月 6 日から施行する。</p>	<p>令及び関係規則を遵守する。</p> <p>(公平性の確保) 第7条 会員は、利用者の利益の為の有効な活動をし、所属する事業所あるいは、特定の事業所の利益の為に不当に偏ることのないよう、中立的な立場から支援を行い、利用者の個別性に十分配慮しながら、公平・公正かつ適切な対応を行う。</p> <p>(専門職相互の協力) 第8条 会員は、利用者が最も効果的に保険・医療・福祉のサービスを利用できるよう、サービスに関係する職種、主治医、保険者等との適切な連携を図る。</p> <p>(職務環境の整備) 第9条 会員は、不正行為を防止する公正な環境の整備や維持も重要な責務であることを自覚し、自らの所属組織の職務環境を改善する取り組みに積極的に参加する。</p> <p>(秘密保持) 第10条 会員は、職務上、知り得た情報の秘密保持の義務を負う。</p> <p>附則 この規程は、平成20年9月1日から施行する 平成27年3月6日一部改正 平成28年6月6日一部改正</p>
---	---

公益社団法人京都府介護支援専門員会倫理委員会規程 新旧対比表

現行	改正案
<p>公益社団法人京都府介護支援専門員会 倫理委員会規程</p>	<p>公益社団法人京都府介護支援専門員会 倫理委員会規程</p>
<p>(名称) 第1条 本会は、公益社団法人京都府介護支援専門員会倫理委員会(以下「委員会」という。)と称する。</p>	<p>(目的) 第1条 本規程は、公益社団法人京都府介護支援専門員会(以下「当法人」という。)倫理規程第4条第1項に基づき設置する倫理委員会(以下「委員会」という。)の構成及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(目的) 第2条 委員会は、公益社団法人京都府介護支援専門員会倫理規程第3条第2・3項の役割を担う。</p>	<p>(任務) 第2条 委員会は次の任務を行う。 <u>(1)介護支援専門員の倫理について必要な事項の審査、検討</u> <u>(2)当法人の倫理綱領及び倫理規程の遵守に関すること</u> <u>(3)その他会長が諮問したことについての審査、検討</u></p>
<p>(委員会の設置) 第3条 前条の目的を達成するために、倫理規程第3条第1項に基づき、公益社団法人京都府介護支援専門員会(以下「本会」という。)に委員会を置く。</p>	<p>(委員) 第3条 委員会の委員は3名以上とし、理事会において選出され、会長が任命する。</p>
<p>(委員) 第4条 委員会の委員は3名とし、理事会において選出され、会長が任命する。</p>	<p>(委員) 第3条 委員会の委員は3名以上とし、理事会において選出され、会長が任命する。</p>

<p>2 委員の任期は2年とする。</p> <p>3 委員会は委員長を1人置き、委員長は委員が互選する。</p> <p>(委員会の開催)</p> <p>第5条 委員会は、会長の要請に基づき、委員長が招集する。</p> <p>2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。</p> <p>3 申立て案件に利害関係を有する委員は、審査に加わることができない。</p> <p>(審査内容)</p> <p>第6条 委員会はこの会則の対象となる以下の事項に関し、定められた手続きを経た申立てや申請に対し倫理的・社会的観点から審査する。</p> <p>(1) 本会会員(以下「会員」という。)もしくは会員以外からの苦情あるいは是正の申立てについて。</p> <p>(2) 本会が行う業務について。</p> <p>(3) 会員の是正処置や処分について。</p> <p>(申立て・申請)</p> <p>第7条 委員会で審査する申立て・申請は、会長に対して書面で行わなければならない。</p> <p>2 申立て・申請には、苦情あるいは是正の対象者(以下「被申立人」)が会員であり、かつ個人として特定できなければならない。</p> <p>3 申立て・申請には、申立てた者(以下「申立人」)の氏名又は団体名、連絡先等が特定できなければならない。</p> <p>(申立て・申請の受理)</p> <p>第8条 委員会が申立て・申請を受理するか否かは、委員会出席委員の過半数を持って決する。可否同数の場合は、委員長が決する。</p> <p>2 申立て・申請が受理されない場合は、理事会の承認を経て、会長より申立人に文書で通知する。</p> <p>(審査)</p> <p>第9条 委員会は、審査において申立人と被申立人の双方、あるいはその代理人から意見を聴取することができる。</p> <p>2 委員会は、審査に必要と判断される場合は、参考人等の意見聴取を行うことができる。</p> <p>3 是正処置あるいは処分に関する案の決定は出席委員の 3 分の 2 以上の賛成を要する。</p> <p>(是正処置・処分)</p> <p>第10条 是正処置あるいは処分の内容は、是正勧告、嚴重注意、会員資格停止、除名とする。</p> <p>2 除名を除いた処分は、委員会の報告に基づき、理</p>	<p>2 委員の任期は2年とし、補欠委員は残任期間とする。</p> <p>3 委員会は委員長を1人置き、委員長は委員が互選する。</p> <p>(委員会の開催)</p> <p>第4条 委員会は、会長の要請に基づき、委員長が招集する。</p> <p>2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。</p> <p>(審査内容)</p> <p>第5条 委員会は次の事項に関し、定められた手続きを経た申立てや申請に対し倫理的・社会的観点から審査する。</p> <p>(1) 当法人会員(以下「会員」という。)もしくは会員以外からの苦情あるいは是正の申立てについて。</p> <p>(2) 当法人が行う業務について。</p> <p>(3) 会員の是正処置や処分について。</p> <p>(申立て・申請)</p> <p>第6条 委員会で審査する申立て・申請は、会長に対して書面で行わなければならない。</p> <p>2 申立て・申請には、苦情あるいは是正の対象者(以下「被申立人」)が会員であり、かつ個人として特定できなければならない。</p> <p>3 申立て・申請には、申立てた者(以下「申立人」)の氏名又は団体名、連絡先等が特定できなければならない。</p> <p>(申立て・申請の受理)</p> <p>第7条 委員会が申立て・申請を受理するか否かは、委員会出席委員の過半数を持って決する。可否同数の場合は、委員長が決する。</p> <p>2 申立て・申請が受理されない場合は、理事会の承認を経て、会長より申立人に文書で通知する。</p> <p>(審査)</p> <p>第8条 委員会は、審査において申立人と被申立人の双方、あるいはその代理人から意見を聴取することができる。</p> <p>2 申立て案件に利害関係を有する委員は、審査に加わることができない。</p> <p>3 委員会は、審査に必要と判断される場合は、参考人等の意見聴取を行うことができる。</p> <p>4 是正処置あるいは処分に関する案の決定は出席委員の3分の2以上の賛成を要する。</p> <p>(是正処置・処分)</p> <p>第9条 是正処置あるいは処分の内容は、是正勧告、嚴重注意、会員資格停止、除名とする。</p> <p>2 除名を除いた処分は、委員会の報告に基づき、理事</p>
--	---

<p>事会において決する。</p> <p>3 除名については、定款第 9 条に定められていると おり、社員総会の決議によって処分を決する。</p> <p>4 委員会によって諮られた結果、除名処分相当と理 事会に報告された会員は、直近の社員総会の行われ る日まで、会員資格停止となる。</p> <p>(不服審査)</p> <p>第11条 是正処置あるいは処分に対して、申立人ある いは被申立人は異議を申し立てることができる。</p> <p>2 異議の申立ては、是正処置あるいは処分の通知の あった日の翌日から 30 日以内に、会長に対し、文 書で行わなければならない。</p> <p>3 前項の申立てを会長が受理した場合は、会長は不 服審査会を設置する。</p> <p>4 不服審査会の開催、運営については、会長が会員 の中から不服審査会委員を 3 人要請し、開催・運営 される。</p> <p>5 不服審査会には、委員会の委員は出席できない。</p> <p>(秘密保持)</p> <p>第12条 審査・決定に関わった者は、その審査上知り えた秘密を正当な理由なく、ほかに漏らしてはならな い。</p> <p>(公表)</p> <p>第13条 第8条に基づき、審査を開始しなかった場合 又は審査は開始されたが、是正処置あるいは処分が 行われなかった場合は、申立人、被申立人、申立て 内容を公表してはならない。</p> <p>2 是正処置あるいは処分が決定した場合は、その内 容を会報等で公表する。</p> <p>附則</p> <p>1.この規程は、平成 27 年 3 月 6 日より施行する。</p>	<p>会において決する。</p> <p>3 除名については、定款第9条に基づき社員総会の決 議によって処分を決する。</p> <p>4 委員会によって諮られた結果、除名処分相当と理事 会に報告された会員は、直近の社員総会の行われる日 まで、会員資格停止となる。</p> <p>(不服審査)</p> <p>第10条 是正処置あるいは処分に対して、申立人ある いは被申立人は異議を申し立てることができる。</p> <p>2 異議の申立ては、是正処置あるいは処分の通知の あった日の翌日から30日以内に、会長に対し、文書で 行わなければならない。</p> <p>3 前項の申立てを会長が受理した場合は、会長は不 服審査会を設置する。</p> <p>4 不服審査会の開催、運営については、会長が会員 の中から不服審査会委員を3人要請し、開催・運営され る。</p> <p>5 不服審査会には、委員会の委員は出席できない。</p> <p>(秘密保持)</p> <p>第11条 審査・決定に関わった者は、その審査上知り えた秘密を正当な理由なく、ほかに漏らしてはならな い。</p> <p>(公表)</p> <p>第12条 本規程第7条に基づき、申立てと申請の受理 をしなかった場合又は本規程第8条及び第9条に基づ き、審査の結果是正処置あるいは処分が行われなかつ た場合は、申立人、被申立人、申立て内容を公表して はならない。</p> <p>2 是正処置あるいは処分が決定した場合は、その内 容を会報等で公表する。</p> <p>(規程の改正)</p> <p>第13条 この規程の改正は、理事会の決議による。 2 改正した場合は、社員総会に報告しなければならない。</p> <p>附則</p> <p>この規程は、平成27年3月6日より施行する。 平成28年6月6日一部改正</p>
---	---

公益社団法人京都府介護支援専門員会 入会及び退会規程新旧対比表

現行	改正案
<p>公益社団法人京都府介護支援専門員会 入会及び退会規程</p> <p>—略—</p> <p>(退会事由及び手続き)</p> <p>第6条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出し</p>	<p>公益社団法人京都府介護支援専門員会 入会及び退会規程</p> <p>—略—</p> <p>(退会事由及び手続き)</p> <p>第6条 会員は、4月1日から3月15日の間、理事会が</p>

<p>て、任意に退会することができる。</p> <p>2.定款第 10 条の定めにより、退会以外の事由により、会員の資格を喪失した場合は、退会と同じく会員名簿の登録を抹消する。</p> <p>3.前各号により会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。</p> <p>(再入会) 第7条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、<u>その理由を記した説明書と共に</u>、改めて第2条に定める入会申込書の提出を求めることとする。</p> <p>2.前項の再入会申込者に対しては、第2条に定めにより、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。ただし、退会の際未納の入会金及び会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後5年間は、再入会を認めないこととする。</p> <p>—略—</p> <p>附則 1.本規程は平成 21 年 10 月 29 日から施行する。 2.本規程は平成 24 年 12 月 1 日から施行する。 3.本規程は平成 26 年 3 月 27 日から施行する。</p>	<p>別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。</p> <p>2 定款第10条の定めにより、退会以外の事由により、会員の資格を喪失した場合は、退会と同じく会員名簿の登録を抹消する。</p> <p>3 前各号により会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。</p> <p>(再入会) 第7条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、改めて第2条に定める入会申込書の提出を求めることとする。</p> <p>2 前項の再入会申込者に対しては、第2条に定めにより、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。ただし、退会の際未納の入会金及び会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後5年間は、再入会を認めないこととする。</p> <p>—略—</p> <p>附則 本規程は平成21年10月29日から施行する。 平成24年12月 1日一部改正 平成26年 3月27日一部改正 平成28年 6月 3日一部改正</p>
---	---

<p style="text-align: center;">公益社団法人京都府介護支援専門員会 特定費用準備資金等取扱規程</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目的) 第1条 この規程は、公益社団法人京都府介護支援専門員会(以下「この法人」という。)定款第47条第2項の規定に基づき、特定費用準備資金及び特定の資産の取得または改良に充てるために保有する資金の取り扱いに 関して必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、その各号に定めるところによる。</p> <p>(1)特定費用準備資金 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(以下「認定法施行規則」という。)第18条第1項本文に定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用(事業費又は管理費として計上されることとなるものに限る。)に係る支出に充てるための資金をいう。</p> <p>(2)特定資産取得・改良資金 認定法施行規則第 22 条第 3 項第 3 号に定める特定の財産</p> <p>(3)特定費用準備資金等 上記(1)及び(2)を総称する。</p> <p>(原則) 第3条 この規程による取り扱いについては、認定法施行規則に則り行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">第2章 特定費用準備資金</p> <p>(保有)</p>

第4条 この法人は、特定費用準備資金を保有することができる。

(保有の承認)

第5条 この法人が、前条の特定費用準備資金を保有しようとする時には、会長は、事業ごとに、その資金の名称、将来の特定の活動の名称及び内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立額、積立額の算定根拠を理事会に提示する。

2 理事会は、前項の提示を受け、次の各号に該当する場合、これを承認するものとする。

(1)その資金の目的である活動を行うことが確実に見込まれること

(2)その資金の積立限度額が合理的に算定されていること

(管理・取り崩し等)

第6条 特定費用準備資金は、貸借対照表及び財産目録にその資金の名称を付した特定資産として、他の資金(他の特定費用準備資金を含む)と明確に区分して管理する。

2 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

3 前項にかかわらず、目的外の取り崩しを行う場合には、会長は、取り崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更についても同様とする。

第3章 特定資産取得・改良資金

(保有)

第7条 この法人は、特定資産取得・改良資金を保有することができる。

(保有の承認)

第8条 この法人が、前条の特定資産取得・改良資金を保有しようとする時には、会長は、資産ごとに、その資金の名称、対象となる資産の名称、目的、計画期間、資産の取得または改良の予定時期、資産取得等に必要な額、その算定根拠を理事会に提示する。

2 理事会は、前項の提示を受け、次の各号に該当する場合、これを承認するものとする。

(1)その資金の目的である資産を取得し、または改良することが確実に見込まれること

(2)その資金の目的である資産取得等に必要な額が合理的に算定されていること

(管理・取り崩し等)

第9条 特定資産取得・改良資金は、貸借対照表及び財産目録にその資金の名称を付した特定資産として、他の資金(他の特定資産取得・改良資金を含む)と明確に区分して管理する。

2 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

3 前項にかかわらず、目的外の取り崩しを行う場合には、会長は、取り崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、資産取得等に必要な額及び積立期間の変更についても同様とする。

第4章 閲 覧

(閲覧)

第10条 特定費用準備資金等の閲覧については、次の各号を記載した書類により、定款第55条第1項に定められた事務所における書類の備付け及び同条第2項による閲覧を行う。

(1)特定費用準備資金については、積立限度額及びその算定根拠

(2)特定資産取得・改良資金については、資産取得または改良に必要な額及びその算定根拠

第5章 雑 則

(法令等の読み替え)

第11条 この規程において引用する法令の条文が改正等された場合においては、改正等の内容に対応して適宜読み替えるものとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

本規程は、平成28年5月26日から施行する。

報告第5号 顧問の選任について

公益社団法人京都府介護支援専門員会定款 32 条により、顧問を選任したことを下記の通り報告いたします。

顧問 メディカル・テン代表 宮坂 佳紀氏

期間 平成 28 年 4 月 1 日 ～ 平成 29 年役員改選 まで

第1号議案 公益社団法人京都府介護支援専門員会平成27年度収支決算報告(案) について

公益社団法人京都府介護支援専門員会平成27年度収支決算報告(案)について、下記のとおり承認を求めます。

公益社団法人京都府介護支援専門員会 平成27年度 貸借対照表(案)
平成28年 3月31日現在

科 目	当年度	前年度	増 減	備考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	2,809,785	13,189,350	-10,379,565	
未収金	24,480,284	13,649,818	10,830,466	
棚卸資産	1,127,194	2,302,875	-1,175,681	
前払費用	93,978	3,450	90,528	
仮払金	107,755	32,400	75,355	
流動資産合計	28,618,996	29,177,893	-558,897	
2. 固定資産				
特定資産	8,000,000	0	8,000,000	
その他固定資産	148,743	210,830	-62,087	
固定資産合計	8,148,743	210,830	7,937,913	
資産合計	36,767,739	29,388,723	7,379,016	
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払費用	6,924,434	12,613,176	-5,688,742	
前受会費	4,338,000	3,717,000	621,000	
預り金	3,232,296	2,980,187	252,109	
仮受金	13,334	12,242	1,092	
賞与引当金	2,000,000	1,800,000	200,000	
未払消費税等	2,600,000	2,200,000	400,000	
流動負債合計	19,108,064	23,322,605	-4,214,541	
2. 固定負債				
退職給付引当金	2,000,000	1,000,000	1,000,000	
準備金引当金	8,000,000	0	8,000,000	
固定負債合計	10,000,000	1,000,000	9,000,000	
負債合計	29,108,064	24,322,605	4,785,459	
III 正味財産の部				
3. 一般正味財産				
正味財産合計	7,659,675	5,066,118	2,593,557	
負債及び正味財産合計	36,767,739	29,388,723	7,379,016	

公益社団法人京都府介護支援専門員会 平成27年度 正味財産増減計算書(案)
平成27年4月1日から平成28年 3月31日まで

科 目	当年度	前年度	増 減	備考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受取入金	495,000	384,000	111,000	
受取会費	6,209,700	6,651,700	-442,000	
事業収益	87,385,675	90,104,042	-2,718,367	
受託研修事業	46,890,000	42,293,502	4,596,498	
企画研修事業	4,046,480	3,662,470	384,010	
印刷物事業	1,690,441	8,926,583	-7,236,142	
事務受託事業	33,679,044	34,244,563	-565,519	
第三者評価事業	710,710	699,424	11,286	
ブロック事業	209,000	277,500	-68,500	
公益事業	160,000	0	160,000	
雑収益	3,165	2,729	436	
経常収益計	94,093,540	97,142,471	-3,048,931	
(2) 経常費用				
事業費	88,153,751	89,383,543	-1,229,792	
給料手当	18,653,829	21,552,054	-2,898,225	
調査員給与	20,325,100	20,782,000	-456,900	
法定福利費	2,824,149	2,663,899	160,250	
福利厚生費	41,968	50,124	-8,156	
旅費交通費	2,439,973	2,167,296	272,677	
通信運搬費	3,087,222	3,228,233	-141,011	
減価償却費	62,087	155,323	-93,236	
消耗備品費	217,885	38,232	179,653	
消耗品費	654,826	582,210	72,616	
事務用品費	936,382	612,274	324,108	
修繕費	0	21,600	-21,600	
印刷製本費	3,218,707	10,054,300	-6,835,593	
研修費	108,000	62,500	45,500	
関係団体費	170,080	166,600	3,480	
広告宣伝費	20,000	349,580	-329,580	
水道光熱費	387,600	389,280	-1,680	
賃借料	9,378,504	8,674,254	704,250	
リース料	913,053	840,918	72,135	
保険料	159,125	153,625	5,500	
保守料	962,280	1,798,966	-836,686	
諸謝金	9,342,283	8,475,598	866,685	
外注費	561,060	815,534	-254,474	
租税公課	4,799,538	4,100,162	699,376	
顧問料	367,200	345,600	21,600	
支払手数料	233,902	248,151	-14,249	
準備金繰入額	8,000,000	0	8,000,000	
雑費	288,998	1,055,230	-766,232	
管理費	3,346,232	3,409,607	-63,375	
経常費用計	91,499,983	92,793,150	-1,293,167	
当期経常増減額	2,593,557	4,349,321	-1,755,764	

公益社団法人京都府介護支援専門員会 平成27年度 財産目録

平成28年 3月31日現在


貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額	備考
(流動資産)				
現金	手元保管	運転資金として	641,547	
預金	普通預金		2,168,238	
	京都銀行府庁前		293,350	
	三菱東京聖護院		858,951	
	ゆうちょ銀行		247,979	
	京都銀行会費口		767,958	
未収金			24,480,284	
棚卸資産			1,127,194	
前払費用			93,978	
仮払金			107,755	
流動資産合計			28,618,996	
(固定資産)				
特定資産				
出版準備金			3,000,000	
生涯研修センター開設準備金			4,000,000	
創立記念準備金			1,000,000	
その他固定資産				
ソフトウェア			421,765	
什器備品			1,555,804	
減価償却累計額			-1,828,826	
固定資産合計			8,148,743	
資産合計			36,767,739	
(流動負債)				
未払費用			6,924,434	
前受会費			4,338,000	
預り金			3,232,296	
社会保険預り金			22,278	
地方税預り金			29,100	
日本会費預り金			3,168,000	
講師謝金預り金			7,798	
源泉税預り金			5,120	
仮受金			13,334	
賞与引当金			2,000,000	
未払消費税等			2,600,000	
流動負債合計			19,108,064	
(固定負債)				
退職給付引当金			2,000,000	
出版引当金			3,000,000	
生涯研修センター開設引当金			4,000,000	
創立記念引当金			1,000,000	
固定負債合計			10,000,000	
負債合計			29,108,064	
正味財産			7,659,675	

監査報告書


公益社団法人京都府介護支援専門員会
会長 井上 基 様

平成28年 6月 8日

公益社団法人京都府介護支援専門員会

監事 上原春男 

公益社団法人京都府介護支援専門員会

監事 木村晴恵 

私たち監事は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの事業年度の理事の職務執行を監査いたしました。その方法及び結果について次の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努め、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状態について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決済書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿またはこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2. 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

一事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。二理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実
は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属証明書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

質問用紙

平成28年度定時総会

平成28年度定時総会の各議案・報告に関しての内容等について「ご意見・ご質問」がございましたら、ご記入の上、事務局宛に郵送又はFAXにてご返送ください。

なお、ご提出していただきました質問用紙は、所属ブロック代議員の方に回付いたしますが、個別の回答はいたしかねますのでご了承ください。

ご記入いただいた内容は、厳重管理の上、その他の用途に使用いたしません。

ふりがな		■氏名等の公開について (※□にチェックがない場合は公開可のご意思として拝受します)	
■氏名		<input type="checkbox"/> 公開しない	<input type="checkbox"/> 公開してもよい
■会員番号		■所属ブロック	
■連絡先(TEL)		■Eメール	

【ご記入欄】

提出締切日：平成28年6月20日(月)

送付状は不要です

京都府介護支援専門員会
FAX; 075-254-3971

第10回



一般社団法人 日本介護支援専門員協会

全国大会 in 北海道

メインテーマ

CareManagers, be ambitious!

～介護支援専門員よ大志を抱け！～

大会日程

10月15日(土)

- ・基調講演(厚生労働省(予定))
- ・シンポジウム「Care Managers, be ambitious!
～自立支援と公正中立のエビデンス～」
- ・記念講演(北海道夕張市長 鈴木 直道 氏)
- ・懇親会～北海道の美味しい食べものが満載～

10月16日(日)

- ・研究事例発表(分科会)
- 第1分科会「医療と介護の連携・ターミナル期支援」
- 第2分科会「認知症の人への支援」
- 第3分科会「ケアマネジャーの人材育成と事業所運営の工夫」
- 第4分科会「地域包括ケアシステム及び多職種連携」
- 第5分科会「ケアマネジメントの質の向上」

開催日

平成28年 10月15日(土)・16日(日)


会場 ロイトン札幌

北海道札幌市中央区北1条西11丁目-1

CAREMANAGERS BE AMBITIOUS

第10回 日本介護支援専門員協会全国大会 in 北海道

特設ホームページをご覧ください

 <http://www.knt.co.jp/ec/2016/jcma10/>

第16回近畿介護支援専門員研究大会 兵庫県大会

◆テーマ◆

人をつなぐ 地域を結ぶ ～未来を紡ぐケアマネジメント～

◆日程◆

平成29年3月11日(土)・12日(日)

◆会場◆

ANAクラウンプラザホテル神戸(新神戸駅 徒歩2分)



<問い合わせ先>

公益社団法人 京都府介護支援専門員会 事務局

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町375

ハートピア京都7階

TEL 075-254-3970

FAX 075-254-3971

E-Mail: info@kyotocm.jp HP <http://www.kyotocm.jp/>